

議案第 31 号

大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金
交付要綱及び大野市内高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全
国大会等の出場に伴う激励費の支給要綱の一部を改正する要綱案

令和 2 年 3 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金交付要綱
及び大野市内高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場に伴
う激励費の支給要綱に終期を加えるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金交付要綱及び大野市内高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場に伴う激励費の支給要綱の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

(大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金交付要綱(平成6年教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(大野市内高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場に伴う激励費の支給要綱の一部改正)

第2条 大野市内高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場に伴う激励費の支給要綱(平成8年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則中第2項を第3項とし、同項に見出しとして「(大野市内高等学校の全国大会及びブロック大会出場に伴う激励費の支給要綱の廃止)」を付し、第1項の次に次の1項を加える。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。